

京 都 大 学 教 職 教 育 委 員 会 要 項 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第2 委員会は、<u>京都大学における教職教育（教育職員免許状授与の所要資格を得させるための課程における教育をいう。以下同じ。）の在り方について調査検討するとともに、必要に応じて、教職教育の実施に関し学部・研究科等相互間の連絡調整を行う。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、委員会は、<u>教員免許状更新講習に関し必要な事項を審議する。</u></p> <p>(後 略)</p>	<p>第2 委員会は、<u>全学的に実施する教職課程（教育職員免許状授与の所要資格を得させるための課程をいう。以下同じ。）における教育に係る次の各号に掲げる事項を審議する。</u></p> <p><u>(1) 教職課程の実施及び運営に関すること。</u></p> <p><u>(2) 教職課程の自己点検・評価に関すること。</u></p> <p><u>(3) 教員免許状更新講習に関すること。</u></p> <p><u>(4) その他全学の教職課程における教育に関する重要なこと。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、委員会は<u>必要に応じて、教職課程における教育の実施に関し学部・研究科等相互間の連絡調整を行う。</u></p> <p>附 則</p> <p>この要項は、令和4年4月1日から実施する。</p>